

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年4月4日	株式会社雁木運輸(法人番号9140001064823)代表者横畑 公明	兵庫県姫路市北原244-6	太子	兵庫県揖保郡太子町松尾389番1	輸送施設の使用停止処分(15日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年9月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2
令和6年4月9日	株式会社池田運送(法人番号6122001022542)代表者池田 一也	大阪府八尾市西久宝寺694番地2号	本社	大阪府八尾市西久宝寺694番地2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年4月15日	有限会社近畿チャーター便(法人番号8122002001535)代表者山田 裕史	大阪府東大阪市荒本西3丁目2-26	本社	大阪府東大阪市荒本西3丁目2-26	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年8月28日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5
令和6年4月15日	白井運輸株式会社(法人番号4120001147972)代表者白井 義博	大阪府四條畷市清滝中町29-37	本社	大阪府四條畷市清滝中町29-37	輸送施設の使用停止処分(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年8月30日、同年9月1日及び同年9月29日関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	8	8

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年4月17日	株式会社N's line(法人番号5120101057484)代表者中山真也	大阪府堺市美原区丹上233番地1	美原	大阪府堺市美原区丹上233番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年2月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記録の保存】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年4月22日	有限会社トラストライン(法人番号5122002012824)代表者小椋弘志	大阪府東大阪市本庄中1丁目1-35	東大阪	大阪府東大阪市本庄中1-1-35	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年8月22日及び同年9月12日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
令和6年4月23日	株式会社Kanae Line(法人番号4140001086987)代表者戸村清志	兵庫県加古川市西神吉町848	大阪	大阪府茨木市野々宮2丁目8番30号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(最高速度違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0